

令和5年狛江市教育委員会第6回定例会会議録

日 時 令和5年6月9日（金）16:00～16:45

場 所 狛江市役所4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 （議案説明者）

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 植木 崇晴

教育支援課長 浅見 文恵

社会教育課長 鎌谷 京子

公民館長 浅井 信治

図書館長 細川 浩光

傍 聴 3名

1 審議事項

(1) 議案第18号

狛江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(2) 議案第19号

令和5年度市民プールの実施期間等の変更について

2 報告事項

－議会報告－

(1) 令和5年狛江市議会第1回臨時会の結果について

－行政報告－

な し

－事務報告－

(1) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について

(2) 狛江市教育委員会と専修大学スポーツ研究所とのスポーツ及び教育分野に関する連携・協力に関する包括協定の締結について

教育長

ただいまから、令和5年狛江市教育委員会第6回定例会を開会します。
会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、
「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件(1)議案第18号「狛
江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、審議します。

本件は、狛江市教育委員会並びにその所管に属する教育機関における公印に関

する必要な事項について、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、狛江市教育委員会公印規則第3条別表第1に規定されている公印の書体、用途、管守責任者について、所要の改正を行うものです。

なお、この規則は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとしております。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(1)議案第18号「狛江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件(1)議案第18号を承認します。次に、付議案件(2)議案第19号「令和5年度市民プールの実施期間等の変更について」、審議します。

本件は、「狛江市体育施設条例施行規則第4条」に基づき、今年度の市民プールの休場日を変更するものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長 市民プールは、規則上7月15日から開始することとされておりますが、7月15日が土曜日となることに加え、新型コロナウイルス感染症の関係で昨年度までの2年にわたり実施していた利用者の制限を撤廃することから、平日に比べ多くの利用者の来場が予想され、事故のないよう、現地スタッフに適正に対応いただくため、今年度は7月13日からの開始とさせていただきます。

また、規則上の市民プールの使用時間は午前9時30分からとなっておりますが、使用時間前の時間を活用し、夏休み短期水泳教室を実施することから、当該教室の実施期間中は開始時間を変更するものです。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 昨年度のプールの実働実績はどのくらいだったのでしょうか。また、今年度はどの程度の利用を見込んでいるのでしょうか。

そして、運営経費については、指定管理料に含まれているのでしょうか。実際の経営状況等を把握していれば教えてください。

社会教育課長 昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、利用者を市民に限定し、土日等の混雑が見込まれる日には整理券を配布して、混雑しないよう留意しながら開場しました。利用実績は、開場日数 48 日、延べ 14,455 人の利用で 1 日あたりの平均は 301 人です。コロナ前の平成 30 年度、令和元年度の 1 日あたりの平均はともに約 426 人ですので、今年度はコロナ前と同程度の利用を見込んでおります。

運営経費については、指定管理料に含まれておりますが、プールは利用者の人数に関わらず、光熱水費や監視員の配置等の経費が恒常的にかかるため、プール営業の単体ではどうしても赤字になってしまうという側面があります。その赤字額をほんの少しでも圧縮するために、指定管理者から短期水泳教室を一般の使用時間前に実施する提案がありました。この提案を受けて、開始時間を変更させていただきたいと考えています。

森委員 夏休みはプールを楽しみにしている市民が多いと思いますので、今年も多くの市民にプールを利用してもらえればと思います。新しい体育施設の整備について、内部検討が進んでいるという話も耳にしています。プールについては、年間を通して営業することで、黒字化も見込まれると思います。温水プールの整備の要望もあがっているようです。行政としても民間企業のノウハウを参考に持続可能な形での施設運営が問われております。

学校のプール授業の委託化やプール施設の廃止等、先進的自治体が民間施設を活用した新しい学校経営に取り組んでいます。そういった将来的展望も踏まえて、新しい体育施設の検討を進めてほしいと思います。

小川委員 開始日を平日に変更し、柔軟に対応いただきありがとうございます。夏休み期間中は学校のプールを利用できないこともあり、また 9 月でも暑い日があるため、可能であれば来年度以降の市民プールの実施期間を 9 月最初の土日までとすることを柔軟に検討していただきたい。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第 19 号「令和 5 年度市民プールの実施期間等の変更について」、を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（２）議案第19号を承認します。

次に、議会報告を受けます。議会報告 1 「令和 5 年狛江市議会第 1 回臨時会の結果について」、報告を求めます。

教育部長 令和 5 年狛江市議会第 1 回臨時会は、狛江市議会議員改選に伴い、令和 5 年 5 月 16 日に開催され、議長・副議長の選出等が行われました。

また、教育委員会関連の議案では、不登校及び不登校傾向の生徒について、教室以外の居場所で、不登校生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う経費と、西河原公民館に Wi-Fi 環境を整備する経費を計上した「令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 1 号）」が可決されました。

教育長 それでは、議会報告に対する質疑・御意見を伺います。

熊谷委員 補正予算では、どんな質問がありましたか。

教育支援課長 教育委員会関係については、「校内別室指導支援員配置事業」について、いくつか複数の議員から質問がありました。

熊谷委員 不登校対策については、議会も今日的な教育課題として関心を示しているようですが、今回の補正予算によって、具体的に何をするのか、特に「校内別室指導支援員配置事業」の事業概要について教えていただきたい。

教育支援課長 東京都の「校内別室指導支援員配置事業補助金」を活用した事業です。事業内容としては、学校内の別室であれば登校ができる不登校や不登校傾向の児童・生徒に対し、校内に自己肯定感や充実感を感じられる居場所を確保し、支援員の配置により、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行い、学びの継続や社会的自立を促す事業です。

なお、支援員の配置にかかる費用が補助金の対象で、実施期間は令和 6 年度ま

での2か年となっており、10/10の補助事業になります。6月12日以降、準備が整った学校から対応する予定です。

熊谷委員 対象校は全校なのか、また、支援員はどういった人物を想定しており、何人配置する予定なのか、教えてください。

教育支援課長 対象校は、狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校の中学校3校です。なお、対象校については、原則として、欠席日数30～89日の児童・生徒数が10人以上の区市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程とするといった要件があり、各小学校及び狛江第四中学校は対象外となっています。

また、支援員については、対象校の不登校の実状や対象となる生徒の特性に合わせて適切に支援できる人材を学校で探していただいております。元養護教諭や主幹教諭、また学校と家庭の連携支援員として長年不登校児の支援に関わってきた方で、狛江第一中学校が1人、狛江第三中学校が2人です。なお、狛江第二中学校は現在調整中です。

熊谷委員 運営方法についてはどのように考えているのでしょうか。

教育支援課長 運営方法につきましては、支援員の支援を行う基本的な時間帯を午前9時から午後4時までと定めた以外は、生徒が抱えている課題や特性により柔軟な対応ができるよう各学校に委ねています。

熊谷委員 学校の自由度を尊重することは良いのですが、学校でその場での対応が難しいこともあると思います。教育支援課と指導室からのサポートをお願いします。東京都による2年間の実証事業ということを理解しました。成果を踏まえて、その後の不登校対策に是非つなげていただきたいと思います。一過性のものに終わらせないように不登校に対する継続的支援をお願いするとともに、東京都に対しても継続的な財政支援をお願いしたいと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、次に事務報告を受けます。事務報告1「狛江市立学校における一斉閉庁の実施について」、報告を求めます。

学校教育課長 学校における働き方改革の一環として実施している学校の一斉閉庁について、例年どおり今年度も実施いたします。

今年度の閉庁期間は、8月7日（月）から8月11日（金）までの5日間です。前後の土日を含めると、計9日間の連続した休みとなります。昨年度同様、窓口業務や電話対応等は原則行わないこととし、児童・生徒の登校や校内での部活動についても、原則行いません。学校を通じて保護者にお知らせを配布するとともに、広報こまえにも掲載いたします。

なお、緊急連絡については、教育委員会で対応いたします。

教育長 次に、事務報告2「狛江市教育委員会と専修大学スポーツ研究所とのスポーツ及び教育分野に関する連携・協力に関する包括協定の締結について」、報告を求めます。

社会教育課長 狛江市教育委員会及び専修大学スポーツ研究所は、令和5年6月5日に、包括的な連携・協力の下、スポーツ及び教育の分野における人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的として、包括協定書を締結しました。

主な取組み内容は下記4つです。

- (1) スポーツ及びスポーツ医科学研究・教育に係る人的交流の促進に関すること。
- (2) 人的・知的資源及びスポーツ施設等の物的資源の相互活用に関すること。
- (3) スポーツ医科学・教育に係る調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項

専修大学スポーツ研究所は、「人間にとって不可欠な身体活動を健康、スポーツ、さらに文化的な側面から総合的に科学すること」、そして「これらの調査研究で得られた成果を、学生はもとより広く社会に還元すること」を目的として活動されている機関です。

研究所が持つスポーツに関する知見と、狛江市のスポーツに関する資源等を相互に活用するべく、様々な取組みを進めてまいります。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 事務報告1について、一斉閉庁が始まってから4、5年が経つのではないかと

思います。これまでの成果や、市民からの苦情や問題点の指摘等があったかどうか、そして、学校でどのように捉えられているのかについて、教えてください。

学校教育課長 市民から苦情等については、特にいただいておりません。始めた当初、教職員に対してアンケートを行ったところ、一部反対の意見もありました。ただし、近年、継続的に続けており、教職員からの苦情等はないため、定着してきていると思います。

佐藤委員 良い制度だと思いますので、今後も定着していくよう市民への周知を引き続きよろしくお願いします。

事務報告2について、専修大学スポーツ研究所と協定締結に至った経緯と、今後の具体的な連携予定を教えてください。

社会教育課長 スポーツ推進委員からの事業提案もあり、協定締結前である昨年12月から、「近代スポーツの先駆者達」として、専修大学スポーツ研究所顧問である佐竹教授に講師を務めてもらい、「知る」スポーツ推進のための講演会を実施しております。昨年12月は箱根駅伝の前に駅伝に関するテーマで、3月のWBCの前には野球に関するテーマというように、大きなスポーツの大会前に、そのスポーツを「知る」ことで、より大会を楽しめるよう、「観る」スポーツの推進につなげています。こうした活動の積み重ねや交流が協定締結に結び付いたものです。

今月25日には、7月に開幕する世界水泳をより楽しめるよう、水泳をテーマに講演会を実施いたします。また、9月のラグビーワールドカップの開幕に先立ち、8月末にはラグビーをテーマに講演会を実施する予定です。

また、詳細は現在調整中ですが、夏休み中には「マイスポーツを見つけよう」をテーマに、専修大学の運動部の学生さんに協力をいただき、小学校4～6年生を対象として、様々なスポーツを体験できる親子向け講座の開催を企画しております。

佐藤委員 スポーツを知ることから、観ること、そして体験することへ着実に積み上げていると思います。協定を通じて、子どもたちが実際に身体を動かして、スポーツを楽しむ機会につなげる取組みを継続的に実施していただきたい。協定が形骸化しないようよろしくお願いします。

小川委員　　これまでの様々な活動の積み重ねにより、包括協定書が締結されたと思います。このような人的交流も、現在検討している中学校の部活動の地域連携の解決の糸口としてつなげてほしいと期待しています。

教育長　　その他、連絡事項はありますでしょうか。

公民館長　　令和5年5月12日の定例会で説明しました「狛江市民センター改修基本設計」及び「狛江市新図書館整備基本設計」に係る市民説明会の実施結果について報告します。

市民説明会は6月1日（木）午後7時から及び3日（土）午前10時から実施し、1日は39名、3日は29名の方が参加されました。

両施設における基本設計に関する質問としては、市民センター改修については市民ひろばの樹木の維持について、テラス・ウッドデッキの木製床の耐久性について等、また、新図書館整備については新聞・雑誌の配置について、書棚等の配置をゆとりある構成にすることについて、休館期間の周知について、耐震強度について、参考資料の充実について、建築規制について等、様々な質問をいただきました。

また、両日とも基本方針に反対や意思決定に関する手続き等といった、そもそも論に終始する意見や質問が多くを占めていました。

なお、新図書館整備基本設計については6月25日（日）午前10時から駄倉地区センターで近隣説明会を予定しているところです。

今後、市民説明会等で寄せられた御意見等を踏まえ「狛江市民センター改修実施設計」及び「狛江市新図書館整備基本設計・実施設計」を関係各課とともに進めてまいります。

教育長　　この件につきまして、質問等、何かございますか。

小川委員　　市民説明会では、基本方針に対する意見や意思決定に関する手続き等の質問が多くを占めていたとのことですが、市長部局との情報共有はできているのでしょうか。また説明会等の状況は伝わっているのでしょうか。今後の進め方について、教えてください。

公民館長　　各基本構想の策定や基本設計の作成、またそれぞれの説明会の実施においては、

市長部局の企画財政部、総務部、教育委員会の教育部が連携しながら対応しています。また市長には説明会等の状況や質疑等について都度報告しているところで

す。

今後、市民説明会で出された基本設計に関する御意見や、25日の近隣説明会での御意見等を参考にしながら、引き続き、関係各部署で調整を図り、市民センター改修、新図書館整備を着実に進めてまいります。

小川委員 これまで多くの市民の皆さんの協力を得ながら、各構想をとりまとめてきたと理解していますが、市民の立場としては、少しでも市民センターや中央図書館の休館期間を短くしてほしいと思います。図書館のサテライト設置、代替スペース確保等も含めて、着実に作業を進めていただきたい。また、具体的な設計についての質問はどのようなものがあつたのか、教えてください。

図書館長 市民センター改修については、テラス・ウッドデッキの木製床の耐久性について等の質問や、書棚等の配置をゆとりある構成にしてほしい等の御意見がありました。

また、基本設計には直接関係はありませんが、新設図書館が主に大人やティーンズ向け、市民センター図書コーナーが子ども向けサービスを担うということで、現図書館と利用方法が変わることについて不安があるとの御意見もありました。

小川委員 大人向けの新設図書館と、子ども向けの市民センター図書コーナーの使い分けについて、どのように考えているのかをあらためて教えてください。

図書館長 新設図書館は主に大人やティーンズ向け、市民センター図書コーナーが主に子ども向けサービスを担うという特徴を活かして、静謐な読書環境を求める主にヤングアダルトや大人の方と、活発な声や動きが欠かせない小学生のお子さんや小さい子連れの親子の方、それぞれが気兼ねなく図書サービスを利用できるよう展開したいと考えています。

また、距離にして315mありますが、新設図書館と市民センター図書コーナーが一体となって図書館サービスを展開しつつ、市内各図書室や公民館・市民活動支援センターとも連携、また電子図書館も活用することで、できる限り利用しやすい図書館ネットワークとなるよう努めてまいります。

小川委員 市民センター図書コーナーと新設図書館との距離315mをどのように感じるかは個人の感覚によりますが、市民センター図書コーナーと新設図書館が連携し、狛江が更に魅力的で素敵な街になることを期待しています。

教育長 他に連絡事項はありますか。

学校教育課長 「市内小中学校校庭におけるくぎの抜き忘れ等危険箇所調査点検結果について」、報告いたします。今年4月に杉並区の小学校校庭において、転んだ児童が地面から頭を出していたくぎでひざを十数針縫う大けがを負った事故を受け、狛江市内小中学校の校庭でのくぎの抜き忘れ等危険箇所について、教職員と用務委託事業者により、目視及び整備用トンボを用いる等の方法で、5月12日から19日までの日程で調査点検を実施いたしました。その結果、一部の学校校庭から用途不明と思われるくぎが数本発見されましたが、速やかに撤去したところです。

なお、現在、多くの学校では運動会や体育祭等の実施に当たり、カラービニールひもの目印を付けたくぎやテント固定のためにペグ類を打ち込んでいます。打ち込み箇所を事前に図面に残す等事前対策を講じた上で、運動会や体育祭等の学校行事の終了後、打ち込んだくぎ等を即座に撤去するよう5月26日付けで学校教育課長名文書を発出し、注意喚起を促しております。

また、学校教育課においても委託事業者と連携して点検を確実にを行う等、児童・生徒の安全確保に万全を期してまいります。

教育長 この件につきまして、質問等、何かございますか。

森委員 市内で子育てをしている保護者としては、校庭のくぎというのはとても気になります。そもそも校庭のくぎは、どのような目的で打ち込むものか、改めて確認させてください。

学校教育課長 各学校では、運動会・体育祭等の催しでラインを引く際の目印として、ビニールテープ付きのくぎや、来賓や本部用のテントの転倒防止のためにペグを地面に打ち込んでおります。

森委員 くぎやペグを地面に打ち込む必要性について、理解しましたが、児童・生徒の安全のためにイベント終了後に確実に、そして速やかに、それらのくぎ等を撤去

するよう注意喚起を促したとのことですが、改めて周知徹底をお願いしたいと思います。また、学校の校庭は、学校開放で社会教育の登録団体等が利用することもあります。こうした団体がライン引きの目印等でくぎ等を打ち込むことも考えられますか。

社会教育課長 御指摘のように利用団体が目印のためくぎ等を打ち込むことも想定されます。学校開放の際の禁止事項として、敷地内及び周辺での喫煙禁止等は周知していますが、校庭にテント設営のためのくぎやペグ等を打ち込むことについては、特に注意喚起をしていなかったことから、今後校庭を利用する際の留意事項として、利用団体に対して、くぎやペグ等を校庭に打ち込んだ際は、確実に抜いて原状復帰するよう注意を促してまいります。また、野球のベースやコート等の位置の目印を校庭につける場合、専用のもを使用した上で、校庭の使用前後には目印が外れかけている等の危険性がないか、必ず確認するよう注意を促してまいります。

森委員 学校の校庭だけでなく、市民グラウンド等一般開放されているグラウンドについても、そういった可能性があると考えられます。楽しく校庭やグラウンドを使用していただくために、怪我等の事故が起こる前に、利用団体等に注意喚起の周知の徹底をお願いしたいと思います。

佐藤委員 以前から校庭にペグ等の打ち込みが安易に行われていた時期があったと思います。その後、校庭に打ち込めるようなゴムや、プラスチック等様々な形のものが出来たと認識しています。そのため、くぎやペグに焦点化せず、校庭の安全管理と安全点検の徹底を周知していくようぜひお願いしたいと思います。

教育長 学校は「学校保健安全法施行規則」に基づき、定期検査、臨時点検、そして日常の安全点検という3本立てで対応しているところですが、文部科学省でも今般のくぎの想定をしていませんでした。これに加え、今までの安全点検が着実に進むように指導を徹底していきます。他にございますでしょうか。

小川委員 学校の校庭ではくぎを確認したということですが、市民グラウンドや、西和泉グラウンド、多摩川河川敷のグラウンドも確認いただけたのでしょうか。

社会教育課長 それら三つの体育施設に関しては、体育施設の指定管理者が定期的に点検をし

ております。くぎの事故が発生する前、実際1センチくらい出ていたプラスチックのものを発見したことがあり、全て撤去をいたしました。その際に、利用団体にそのようなものを打たないよう、打つ場合は必ず専用のもを打つよう、注意喚起をしております。体育施設に関しましては、毎日巡回して点検をしております。

小川委員 多くの市民が利用するグラウンドであるため、これからも継続的に点検をよろしくお願いします。

教育長 他になれば、以上をもちまして、令和5年狛江市教育委員会第6回定例会を閉会します。